

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起日が休日には、当該の翌日)

目 次



告 示 休猟区の設定(森林保全課)

銃猟禁止区域の設定(〃)

告 示

鳥取県告示第六百七十八号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次
のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年
農林省令第百八号)第二十六条の規定により告示する。

平成九年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	白地休猟区	域	存続期間
区	中郷休猟区	白地休猟区	面 積
籠山西休猟	気高郡青谷町大字青谷地内の町道瀬戸田線と県道青谷停車場線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、県道俵原青谷線に至り、同県道を南東に進み、町道奥崎早牛線に至り、同町道を南方に進み、同県道に至り、同県道を南方に進み、町道早牛勝部線に至り、同町道を西方、南方及び北西に進み、県道倉吉川上青谷線に至り、同県道を北西、北方及び北東に進み、県道青谷停車場線に至り、同県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	岩美郡岩美町大字長谷地内の国道九号と町道長谷線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、林道安郷線に至り、同林道を東方に進み、同大字地内の谷川(通称安郷谷川)に至り、同川を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南方に進み、国道九号蒲生トンネルに至り、同トンネルを西方に進み、同国道に至り、同国道を西方及び北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成九年十一月一日から平成十二年一月一日まで
区	中郷休猟区	白地休猟区	面 積
籠山西休猟	気高郡青谷町大字青谷地内の町道瀬戸田線と県道青谷停車場線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、県道俵原青谷線に至り、同県道を南東に進み、町道奥崎早牛線に至り、同町道を南方に進み、同県道に至り、同県道を南方に進み、町道早牛勝部線に至り、同町道を西方、南方及び北西に進み、県道倉吉川上青谷線に至り、同県道を北西、北方及び北東に進み、県道青谷停車場線に至り、同県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成九年十一月一日から平成十二年一月一日まで	九三三ヘクタール
区	中郷休猟区	白地休猟区	面 積
八頭郡用瀬町大字安蔵地内の籠山山頂を起点とし、同所から智頭町と用瀬町との境界を西方及び北西に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、千	平成九年十一月一日から平成十二年一月一日まで	六五〇ヘクタール	九三三ヘクタール

区 広留野休獵		代川地域森林計画区用瀬町八十一林班と官行造林地との境界に至り、同境界を北方に進み、同八十一林班と同八十二林班との境界に至り、同境界の谷を北方に進み、奥ノ谷川に至り、同川を北方に進み、林道籠山線に至り、同林道を東方に進み、同六十九林班と同七十八林班との境界に至り、同境界の尾根を北方に進み、同六十九林班と同七十林班との境界に至り、同境界の尾根を東方に進み、同六十七林班と同六十八林班との境界に至り、同境界の尾根を南方及び東方に進み、同六十一林班と同六十八林班との境界に至り、同境界の尾根を南方に進み、国有林鳥取営林署八十四林班と民有林との境界に至り、同境界を東方に進み、同八十三林班と民有林との境界に至り、同境界を東方に進み、同八十二林班と民有林との境界に至り、同境界を東方及び南東に進み、西ヶ谷川に至り、同川を北方に進み、林道籠山線に至り、同林道を東方及び南東に進み、同八十二林班と民有林との境界に至り、同境界を東方及び南東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	一日まで
貫線と千代川地域森林計画区八東町十九林班と同一二十林班との境界との交点を起点と	八頭郡八東町大字横地地内の町道丹比縦	平成九年十一月一日から平成十二か月	一、三七〇へクタール

吉川休獵区	野辺谷を北方に進み、八東町と郡家町との境界に至り、同境界を北東に進み、扇ノ山山頂に至り、若桜町と八東町との境界を南方に進み、広畠野農道に至り、同農道を西方に進み、町道丹比縦貫線に至り、同町道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	年十月三十 一日まで
廣瀬休獵区	八頭郡若桜町大字吉川地内の県道若桜南光線と林道皆込線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、林道沖ノ山線に至り、同林道を南方に進み、林道大道中江線に至り、同林道を南東に進み、林道大通中江線に至り、同林道を南方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を西方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と智頭町との境界に至り、同境界を北方に進み、林道沖ノ山線に至り、同林道から皆込山公団作業道を北東に進み、皆込川源流に至り、同川を東方に進み、林道皆込線に至り、同林道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成九年十 月一日から平成十二 年十月三十 一日まで
倉吉市長坂地内	市道中河原長坂線と県道大柿上古川線との交点を起点とし、同所から同県道を南方及び東方に進み、割谷作業道に至り、同作業道を南方に進み、同所	一、六〇〇 ヘクタール
年十月三十	平成九年十一月一日から平成十二	年十月三十 一日まで
二、八五六 ヘクタール		

名和休獵区	業道の終点から谷沿いに進み、倉吉市と三朝町との境界に至り、同境界を南西に進み、三朝町と関金町との境界に至り、同境界を南方に進み、県道福本関金線に至り、同県道を北西に進み、県道常藤関金線に至り、同県道を北方及び北西に進み、国道三百十号に至り、同国道を北東に進み、小鴨川左岸に至り、同左岸を北東に進み、市道中河原長坂線に至り、同市道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	東伯休獵区	一日まで
西伯郡名和町大字高田地内の大山第一広域農道と県道名和岸本線との交点を起点とし、同所から同県道を北方に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同本線	東伯郡東伯町大字下大江地内の県道東伯野添線と町道平和岩本幹線との交点を起点とし、同所から同県道を南方及び南西に進み、県道倉吉赤崎中山線に至り、同県道を南西及び北西に進み、町道高岡大父木地線に至り、同町道を北東に進み、町道帽子取線に至り、同町道を東方に進み、帽子取農道に至り、同農道を北方に進み、町道倉坂西峰線に至り、同町道を南方及び北東に進み、町道平和岩本幹線に至り、同町道を北東及び東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成九年十一月一日から平成十二年一月一日か	一日まで
平成九年十一月一日から平成十二年一月一日か	二、三七二 ヘクタール	平成九年十一月三十日まで	一日まで

鳥取県告示第六百七十九号	野田休獵区	一日まで
鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十七条において準用する同令第二十六条の規定により告示する。	日野郡日野町舟場地内の県道西伯根雨線と町道下黒坂線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み、町道津地線に至り、同町道を北方に進み、溝口町と日野町との境界に至り、同境界を北東に進み、県道西伯根雨線間地トンネルに至り、同トンネルを南方に進み、同県道に至り、同県道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成九年十一月一日から平成十二年一月一日か
平成九年十月十七日		一日まで
鳥取県知事 西 尾 邑 次		四〇五ヘクタール

名 称	区 域	存続期間	面 積
岩井平和橋 銃獵禁止区	岩美郡岩美町大字岩井地内の町道岩井平和橋線と町道岩井中央線との交点を起点とし、同所から町道岩井中央線を東方に進み、国道九号に至り、同国道を東方に進み、町道長谷一号線に至り、同町道を東南に進み、町道長谷真名線真名台橋北端に至り、同橋を渡り、同町道を西方及び南西に進み、町道岩井真名線に至り、同町道を北西に進み、町道岩井平和橋線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成九年十一月一日から平成十九年十月三十日まで	二三六ヘクタール
佐野山銃獵 禁止区域	東伯郡関金町大字関金宿地内の町道佐野山通学線と小鴨川左岸との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、町道金谷向田線に至り、同町道を南西に進み、同町道の南方の山林と宅地との境界に至り、同境界を西方に進み、町道井手一号線に至り、同町道を北西に進み、小鴨川左岸に至り、同左岸を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成九年十一月一日から平成十五年十月三十日まで	二三六ヘクタール
一本松銃獵 禁止区域	西伯郡中山町一本松地内の町道殿河内二本松線と第三防火線南方の山道との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、土塁に至り、同土塁を南方に進み、下市川の西側の支流に至り、同支流右岸を南方に進み、土塁に至り、同土塁を西方に進み、	平成九年十一月一日から平成十九年十月三十日まで	二三七ヘクタール

舟場銃獵禁 止区域	宮川に至り、同川左岸を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土塁に至り、同土塁を東方に進み、第三防火線南方の山道に至り、同山道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	日野郡日野町舟場地内の県道西伯根雨線と町道下黒坂線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、国道百八十一号に至り、同国道を西方及び南方に進み、国道百八十号に至り、同国道を西方に進み、町道大谷線に至り、同町道を西方に進み、町道下黒坂線に至り、同町道を東方及び北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成九年十一月一日から平成十九年十月三十日まで	一四二ヘクタール